佐賀市一般廃棄物最終処分場施設整備基本計画・基本設計業務

公募型プロポーザル実施要領

令和４年５月

佐賀市

1　趣旨

本要領は、佐賀市が計画している一般廃棄物最終処分場の施設整備に係る基本計画・基本設計を策定するにあたり、佐賀市一般廃棄物最終処分場施設整備基本計画・基本設計業務（以下「本業務」という。）を委託する事業者を選定するために実施する公募型プロポーザルの手続きの必要事項を定めるものである。

2　業務概要

（１）業務名

佐賀市一般廃棄物最終処分場施設整備基本計画・基本設計業務

（２）業務内容

別紙「佐賀市一般廃棄物最終処分場施設整備基本計画・基本設計業務仕様書」のとおり

（３）業務委託期間

契約締結日から令和５年３月１７日（金）まで

（４）発注者

佐賀市長　坂井　英隆

（５）提案上限額

４０，７００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

※当該事業に係る見積価格が提案上限額を超過する場合は失格とする。

3　事業者選定方法等

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験を有する事業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーションを実施し提案者及び提案内容を評価する公募型プロポーザル方式で優先交渉権者を選定する。

また、当該優先交渉権者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で随意契約により業務委託契約を締結する。

4　プロポーザル参加資格要件

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、本件プロポーザルの参加者が、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（２）佐賀市の令和３・４年業務委託関係競争入札参加者資格者一覧表に登録されている者のうち、土木関係建設コンサルタント（廃棄物）の登録がある者。

（３）佐賀市から指名停止措置を受けていないこと。

（４）自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではないこと及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

② 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③ 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（５）破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続中の事業者ではないこと。

（６）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続中又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続中の事業者ではないこと。

5　実施スケジュール

本手続の実施スケジュールは、表１のとおりとする。

表１　実施スケジュール

項　　目	期　　日
公募開始	令和４年５月24日（火）
参加申出に係る質問受付開始	令和４年５月24日（火）
質問回答	令和４年５月30日（月）
参加申出書類提出受付	令和４年５月31日（火）
参加申出書類提出期限	令和４年６月３日（金）17時まで
１次審査結果通知	令和４年６月９日（木）
技術提案書に係る質問受付期限	令和４年６月14日（火）
技術提案書に係る質問に対する回答	令和４年６月15日（水）
技術提案書提出期限	令和４年６月22日（水）17時まで
２次審査(プレゼンテーション)	令和４年６月27日（月）
審査結果の通知	令和４年６月29日（水）予定
業務契約締結	令和４年７月上旬

6　担当課　（連絡先　・提出場所）

〒８４０－８５０１　佐賀県佐賀市栄町１番１号　本庁舎南棟５階東側

佐賀市役所　環境部　施設機能向上推進室　施設企画係　野田、坂本

ＴＥＬ：０９５２－４０－７２０６　ＦＡＸ：０９５２－４０－７３８４

E-mail：sisetsukinou@city.saga.lg.jp

7　参加申出の手続き

（1）　実施要領及び参加申出書の配布

ア　配布期間

令和４年５月２４日（火）～６月３日（金）１２時まで（土日を除く。）

イ　配布場所

佐賀市役所 環境部 施設機能向上推進室

なお、佐賀市ホームページからのダウンロードも可能である。

（2）参加申出書の提出

ア　受付期間

令和４年５月２４日（火）～６月３日（金）１７時まで（土日を除く。）

イ　提出場所

佐賀市役所 環境部 施設機能向上推進室

ウ　提出方法

持参又は郵送（郵送の場合も、令和４年６月３日１７時必着とする。）

エ　提出書類及び部数

参加申出書（様式第１号）１部

業務経歴書（様式第２号）１部

誓約書（様式第３号）１部

（3）参加申出に係る質問の受付及び回答

ア　受付期間

令和４年５月２４日（火）～５月２７日（金）１７時まで（土日を除く。）

イ　提出方法

実施要領等に関する質問書（様式任意）を電子メール及びＦＡＸにて担当課宛に提出すること。なお、電話及び口頭による質問は一切受け付けない。

ウ　質問への回答

令和４年５月３０日（月）

8　技術提案書類及び見積書の作成・提出

参加者は仕様書を熟読のうえ、次のとおり技術提案書類及び見積書を作成し提出すること。

（1）技術提案書類

技術提案書類は次のとおりとする 。

ア　技術提案書　（様式第２号）

（2）見積書

見積書は任意様式とする。

（3）技術提案書類及び見積書の提出

ア　受付期間

令和４年６月１６日（木）～６月２２日（水）１７時まで（土、日、祝日を除く）

イ　提出場所

佐賀市役所 環境部 施設機能向上推進室

ウ　提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、令和４年６月２２日１７時必着とする。）

エ　提出部数

技術提案書類、見積書とも原本１部、副本（複写可）６部

（４）技術提案書に係る質問の受付及び回答

ア　受付期間

令和４年６月１０日（金）～６月１４日（火）１７時まで（土日を除く。）

イ　提出方法

実施要領等に関する質問書（様式任意）を電子メール及びＦＡＸにて担当課宛に提出すること。なお、電話及び口頭による質問は一切受け付けない。

ウ　質問への回答

令和４年６月１５日（水）

９　プロポーザル参加資格の確認及び一次審査

佐賀市は、提出された参加申出書等に基づき、プロポーザル参加資格の確認を行う。確認の結果、参加申出者が４者以上ある場合は、提出された業務経歴書（様式第２号）に基づく一次審査を行う。

（１）一次審査方法

ア　参加申出者が４社以上ある場合は、表２に掲げる審査項目及び審査内容について審査し、上位３者以内をプロポーザルの参加者として選定する。

表２　一次審査の評価項目と配点

審査項目	審査内容	配点
業務実績（一般廃棄物最終処分場に限る）、各種技術者の配置	・一般廃棄物最終処分場に係る再生事業、新設・増設に係る基本計画、基本設計の業務実績数（過去５年間の実績による） ・上記業務に関する資格を有する管理技術者、照査技術者、担当技術者の数	１５
合計		１５

（２）一次審査を行わない場合

参加申出者が３者以下の場合は、一次審査は行わない。

（３）結果通知

一次審査の結果は、令和４年６月９日（木）に、参加申出者全員に電子メールにて通知するとともに、プロポーザルに参加することとなった者（以下「参加者」という。）には技術提案書類の提出について要請する。

１０　技術提案書類の審査（二次審査）

技術提案書類及びプレゼンテーション内容について審査する。

（１）審査項目・審査内容

参加者は、別表「二次審査の基準」のうち、「技術提案」の審査項目についてプレゼンテーションを行う。なお、「業務実績等」及び「見積」の審査項目は、別途、担当課において、書類に基づき評価する。

（２）プレゼンテーション日時及び場所

令和４年６月２７日（月）

※場所等は、別途連絡する。

（３）出席者（説明者）

３名以内とする。プレゼンテーションの説明は担当する管理技術者が行う。

（４）実施方法

ア　プレゼンテーションは、説明者より２０分程度の説明を行い、その後、１０分程度の質疑応答を実施する。（全体で３０分以内を予定する。）

イ　説明の際に必要な備品は、各自で用意すること。（プロジェクター、スクリーンは市の備品を貸与できる。）

表３　二次審査の基準

審査項目		主な審査内容	配点
1	業務実績（一般廃棄物最終処分場に限る）、各種技術者の配置	・一般廃棄物最終処分場再生事業、新設・増設に係る基本計画、基本設計業務実績の数（過去５年間の実績による） ・上記業務に関する資格を有する管理技術者、照査技術者、担当技術者の数	15
2	業務実施体制	・組織としての実施体制 ・管理技術者の資格 ・廃棄物処理技術責任者資格、経歴等	20
3	実施方針、スケジュール、具体的作業内容	・業務に対する理解度 ・業務に対する実施手順	30
4	プレゼンテーション（質疑回答を含む）	・専門技術力 ・コミュニケーション力 ・業務の取り組み姿勢	15
5	見積	・見積金額、見積書の構成	20
合計			100

※一次審査を実施しない場合の「審査項目１」の審査は、二次審査で審査（書類審査）する。

※一次審査を実施した場合の「審査項目１」の得点は、二次審査に継承する。

１１　優先交渉権者の決定

（１）　選定方法

ア　佐賀市一般廃棄物最終処分場施設整備基本計画・基本設計業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、二次審査及び見積書の評価結果に基づき、最も評価点の高い参加者を優先交渉権者に選定する。

イ　最も評価点の高い参加者が２者以上あるときは、技術提案に係る点数が高い参加者を選定する。

（２）　参加者が１者の場合の取扱い

参加者が１者のみの場合であっても、同様に審査を行い、当該１者について、優先交渉権者としての適否を審査する。

（３）　審査結果の通知及び公表

審査結果は、速やかに参加者に通知する。

１２　契約の締結

（１）　契約に際し、仕様書の内容は提案された内容を基本とするが、協議により必要な修正を行うことができるものとする。

（２）　交渉の結果、優先交渉権者との契約に至らなかった場合は、次点の者と交渉を行う。

（３）　委託契約締結後においても、失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

１３　失格事項

次のいずれかに該当したものは失格とする。

（１）　提出書類について、期間内に提出がなかった場合

（２）　提出書類に虚偽の記載をした場合

（３）　提出書類の記載すべき部分が記載されていなかった場合

（４）　審査の公平性を害する行為があった場合

（５）　その他本要領等に違反した場合

１４　留意事項

（１）　参加申出書類及び技術提案書類の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に係る費用その他本件プロポーザルに要した経費は、参加者の負担とする。

（２）　参加申出書が提出されなかった場合、参加資格がある旨の通知を受けなかった場合又は一次審査を通過しなかった場合は、技術提案書を提出することができない。

（３）　参加資格がある又は一次審査を通過した旨の通知を受けた者が、提出期限までに技術提案書を提出しない場合は、担当課に連絡のうえ、辞退届（任意様式）を提出すること。なお、辞退を理由として、以降の受注者選定において不利益な取り扱いをすることはない。

（４）　参加者は、複数の参加申出書及び技術提案書を提出することはできない。

（５）　提出された参加申出書及び技術提案書は返却しない。

（６） 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。

（７） 提出された参加申出書及び技術提案書は、プロポーザル審査に関する事項以外で参加者に無断で使用しない。なお、審査に必要な範囲において複製をすることがある。

（８） 提出期限以降における参加申出書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、配置予定の管理技術者は、特別な事情がない限り変更はできない。

（９） 提出された書類等は、佐賀市情報公開条例（平成１７年条例第１９号）に基づく情報公開請求の対象となる。

（１０） 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により事業が中止となった場合は、公告後であっても、プロポーザル審査を中止する。この場合、参加者に対し、佐賀市は一切の責任を負わない。

（１１） 参加者は参加申出書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。